屋外広告物を掲出している皆様へ

屋外広告物による事故を起こさないために

6月・9月は屋外広告物クリーン強調月間です。

看板は雨、風、雪など日々厳しい自然環境にさらされています。
そして、老朽化した看板は事故のリスクが増加します。
あなたの看板には、このような異常はありませんか？

それは看板が落下するかもしれないサインです。

異常の早期発見のため、定期的な点検を実施するとともに、異常を発見した際には、補修や錆止め、撤去等の適切な対応をお願いします。
万が一、事故が発生した場合には賠償責任を問われることもあります。

〇管理義務について

広告主や広告物の表示者、掲出物件の設置者、管理者等は、広告物又は掲出物件の補修その他の必要な管理を行い、良好な状態を保持することが義務づけられています。

広告物を掲出する皆さんは、日常的な安全確認や定期的に適切な点検を行い、広告物の安全管理を徹底していただきますようお願いします。

裏面へ

安全管理のための点検を！

屋外広告物は表面がきれいに見えていても、内部では腐食が進んでいる可能性があります。そのような異変に気づくためには、日常的な点検が必要です。適切な管理に努めましょう。

部位	状況	チェック
基礎部・上部構造	1　上部構造全体の傾斜、ぐらつき	
	2　基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	
	3　鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	
支持部	1　鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	
	2　鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落	
取付部	1　アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	
	2　溶接部の劣化、コーキングの劣化等	
	3　取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常	
広告板	1　表示面の著しい変色・たい色	
	2　表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	
	3　側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	
	4　広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	
照明装置	1　照明装置の不点灯、不発光	
	2　照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	
	3　周辺機器の劣化、破損	

「屋外広告物安全点検結果報告書」抜粋

広告物の点検について

道では、広告物の安全性の確保をより一層図るため、条例等を一部改正し、広告主や広告物の表示者、掲出物件の設置者、管理者等は、広告物又は掲出物件を定期的に点検しなければならないことを明確化しました。（ただし、移動広告物、簡易広告物を除く。）また、許可を受けた固定広告物であって１つの広告物の表示面積が 10 ㎡を超えるものは、資格のある点検者による点検が必要です。広告物の点検の詳細については、道のホームページに掲載されております。

北海道　屋外広告物の点検について　**検索**

←こちらからも！
「屋外広告物の点検について」

北海道屋外広告物管理指針について

道では、掲出している広告物を良好な状態で管理していただくため「北海道屋外広告物管理指針」を定め、管理に必要な点検項目や点検管理に基づく対処法等を示しています。広くこの指針をご活用いただき、屋外広告物の適正な管理を行ってください。

北海道屋外広告物管理指針　**検索**

【問い合わせ先】

〒060-8588　札幌市中央区北３条西６丁目

北海道建設部まちづくり局都市計画課景観係　Tel（011）231-4111（内線 29-827）